

解体工事の適正な施工確保に関する検討会 中間とりまとめ
に関する意見募集について

平成27年6月5日

国土交通省では、解体工事に配置される技術者に求められる技術及び知識について検討する場として、平成26年8月に有識者からなる「解体工事の適正な施工確保に関する検討会」を設置し、検討を進めているところですが、この度、これまでの検討結果が中間的にとりまとめられました。

今般、中間とりまとめについて広く国民の皆様のご意見を募集いたしますので、ご意見がございましたら、下記の要領にしたがって提出してください。お寄せいただいたご意見につきましては、今後の議論の参考とさせていただきます。

記

1. 意見募集対象

解体工事の適正な施工確保に関する検討会 中間とりまとめ

2. 資料入手方法

電子政府の総合窓口（e-Gov）（<http://www.e-gov.go.jp/>）の「パブリックコメント（意見募集中案件一覧）」欄に掲載するほか、国土交通省土地・建設産業局建設業課において資料を配付いたします。

3. 意見募集期間

平成27年6月5日（金）から平成27年7月6日（月）まで（必着）

4. 意見の提出方法・提出先

別紙意見提出様式にならい、氏名（法人又は団体の場合は名称）、職業（法人又は団体の場合は業種）及び連絡先（住所、電話番号又は電子メールアドレス）を明記の上、郵送、FAX又は電子メール（テキスト形式）により、日本語にて下記提出先までご意見を提出してください。

【ご意見の提出先】

宛 先：国土交通省 土地・建設産業局 建設業課

住 所：〒100-8918

東京都千代田区霞が関2-1-3 中央合同庁舎3号館

F A X：03-5253-1553

電子メールアドレス：hqt-kaitaikentou@ml.mlit.go.jp

5. 留意事項

※ご意見を正確に把握するため、電話によるご意見はお受けできませんので
ご了承願います。

※いただいたご意見に対する個別の回答はいたしかねますので、ご了承願
います。

※いただいたご意見の内容については、氏名（法人又は団体の場合は名称）
とともに公表させていただく可能性がありますので、ご承知おきくださ
い（公表の際に匿名を希望される場合は、ご意見の提出時にその旨をお
書き添えください。）

※ご意見の内容に個人に関する情報であって特定の個人が識別され得る記
述がある場合、又は法人等の権利、競争上の地位その他正当な利益を侵
害するおそれのある記述がある場合、当該箇所を伏せさせていただくこ
とがあります。

※いただいた住所、電話番号及び電子メールアドレスについては、ご意見の
内容に不明な点があった場合等の連絡・確認のみのために利用させてい
ただきます。

6. 参考

解体工事の適正な施工確保に関する検討会については、以下のURLをご参
照ください。

http://www.mlit.go.jp/totikensangyo/const/totikensangyo_const_tk1_000094.html

(別紙)

【意見提出様式】

(フリガナ) 氏 名	
職 業	
住 所	
電話番号	
電子メールアドレス	
ご意見	(該当箇所)
	(ご意見)
	(理由)

(別紙)

【意見提出様式】

(フリガナ) 氏 名	
職 業	
住 所	
電話番号	
電子メールアドレス	
ご意見	(該当箇所)
	(ご意見)
	(理由)